**令和6年度から　国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の賦課内容を見直します**

問い合わせ　税務課国民健康保険税担当　電話 23-5147

**国民健康保険税**

国民健康保険（国保）税は、前年所得による「所得割額」、国保加入者の人数に応じた「均等割額」、加入世帯に対してかかる「平等割額」の3つの項目の合計額です。

■課税限度額

国保税の課税限度額は、104万円（介護保険対象外の世帯は87万円）から106万円（介護保険対象外の世帯は89万円）に変更します。

■低所得者に係る国保税軽減

軽減対象範囲が変更となります。軽減判定所得は、世帯主と被保険者全員の合計額です。（表1）

※国保に加入していない世帯主の所得を含む。

■表1　国民健康保険税の軽減判定所得額（下線部が変更点）

|  |  |
| --- | --- |
| **軽減割合** | **世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額** |
| 7割 | 43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）を超えない世帯 |
| 5割 | 43万円＋29.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）を超えない世帯 |
| 2割 | 43万円＋54.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）を超えない世帯 |

**後期高齢者医療保険料**

後期高齢者医療保険料（保険料）は、75歳（一定の障がいがあると認定されたときは65歳）以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は、一人一人が均等に負担する「均等割額」と前年の所得による「所得割額」の合計額です。

■保険料の計算方法（下線部が変更点）

均等割額「47,400円」＋所得割額「（前年中の所得－43万円）×9.28パーセント」に変更します。

■課税限度額（下線部が変更点）

保険料の限度額は、80万円に変更となります。

※特例として、以下の対象者は73万円となります。

❶令和6年3月31日までに後期高齢者医療の被保険者だった人

❷障害認定を受けている後期高齢者医療の被保険者

■表2　後期高齢者医療保険料の軽減判定所得額（下線部が変更点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **軽減割合** | **世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額** | **軽減後の均等割額** |
| 7割 | 43万円＋10万円×（給与所得者（※）等の数－1）を超えない世帯 | 14,220円 |
| 5割 | 43万円＋（29.5万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯 | 23,700円 |
| 2割 | 43万円＋（54.5万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯 | 37,920円 |

※給与所得者等とは、一定額（55万円）を超える給与収入がある人、または一定額（65歳未満の場合は60万円、65歳以上の場合は125万円）を超える公的年金等収入があり給与所得がない人です。

**介護保険料**

介護保険料は、介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを受けられるように、社会全体で支え合う制度です。保険料額は、65歳以上（第1号被保険者）の人は、基準額を基に所得段階別に決められています。40歳から64歳まで（第2号被保険者）の人で、国保に加入している場合は、国保税の中に含めて世帯主が納めます。また、職場の医療保険制度に加入している人は、医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与に応じて決められ、給与から徴収されます。

※各保険料（税）の通知書は7月中旬に送付します。年金から引き落としの人は、8月上旬に送付します。

■表3　第1号被保険者の介護保険料基準額（下線部が変更点）

各段階の年額＝6,370円（基準月額）×12月×各段階の基準額に対する割合（100円未満切り捨て）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **所得段階** | **対象者** | **保険料率** | **保険料****年額** |
| 第1段階 | 世帯全員が住民税非課税 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 | 0.285 | 21,700円 |
| 第2段階 | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人 | 0.485 | 37,000円 |
| 第3段階 | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の人 | 0.685 | 52,300円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税 | 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 | 0.9 | 68,700円 |
| 第5段階【基準】 | 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の人 | 1.0 | 76,400円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税 | 合計所得金額が120万円未満の人 | 1.2 | 91,700円 |
| 第7段階 | 合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 1.3 | 99,300円 |
| 第8段階 | 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 1.5 | 114,600円 |
| 第9段階 | 合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 | 1.7 | 129,900円 |
| 第10段階 | 合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 | 1.9 | 145,200円 |
| 第11段階 | 合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 | 2.1 | 160,500円 |
| 第12段階 | 合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 | 2.3 | 175,800円 |
| 第13段階 | 合計所得金額が720万円以上の人 | 2.4 | 183,400円 |

**固定資産評価審査委員会委員を紹介します**

問い合わせ　総務課法令担当　電話　23-5195

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査する大崎市固定資産評価審査委員会の委員を紹介します。

任期は、令和6年5月24日から令和9年5月23日までの3年間です。

写真：　　委員（再任）

　　委員（新任）

　　委員（新任）

**大崎市教育委員会教育長、教育委員を任命しました**

問い合わせ　教育総務課総務担当　電話　23-2211

5月30日に任期満了となった教育長と教育委員を引き続き任命しました。また、新たに委員を任命しました。

任期は、教育長が令和9年5月29日までの3年間、教育委員が令和10年5月29日までの4年間です。

写真：熊野　充利　教育長（再任）

早坂　正年　教育委員（再任）

伊藤　亜希　教育委員（新任）